

出席者は左のとおり。

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十一号

議
旨

副議長

山崎正昭君

辰巳孝太郎君	吉良よし子君	河野	石川
博宗君	義博君	倉林	崇宗君
矢倉	智子君	田村	吉良
明子君	夫君	秋野	よし子君
公造君	大作君	平木	辰巳
大作君	潔君	江島	孝太郎君
政人君	三原じゅん子君	大門実紀史君	吉良
晃君	谷合	正明君	よし子君
香苗君	藤川	政人君	辰巳
山本	小池	谷合	孝太郎君
磯崎	山下	正明君	吉良
陽輔君	山谷えり子君	藤川	よし子君
北川イッセイ君	山口那津男君	大門実紀史君	吉良
西田	実仁君	正明君	よし子君
世耕	弘成君	正明君	辰巳
山田	修路君	藤川	吉良
森屋	宏君	大作君	よし子君
堀内	恒夫君	江島	辰巳
三木	享君	大作君	吉良
堀井	撒君	平木	よし子君
渡辺	猛之君	秋野	吉良
石井	正弘君	矢倉	よし子君
房江君	房江君	田村	吉良

吉田	忠智君	竹谷	とし子	又市
佐々木さやか君				征治君
福島みづほ君				杉 久
		紙 新妻	智子君	武氏
		秀規君		君
大野	昌宏君	若林	健太君	
石田	泰正君	仁比	聰平君	
井原	成志君	若松	謙維君	
舞立	昇治君	横山	信一君	
三宅	吉川ゆうみ君	中原	八一君	
渡遣	雄平君	井上	哲士君	
山下	美樹君	浜田	昌良君	
		市田	博司君	
		藤井	基之君	
		山本	忠義君	
		長沢	廣明君	
		衛藤	一郎君	
		赤池	清寛君	
		大家	敏志君	
		吉川ゆうみ君	誠章君	
			最一君	

北村	牧野たかお君	経夫君
石井	大君	浩郎君
熊谷	末松	俊男君
山田	岡田	昭男君
小泉	直樹君	治子君
山村	有村	哲郎君
岸	林	芳正君
溝手	金子原二郎君	庸介君
福岡	鶴保	光英君
猪口	岩城	達男君
水落	平野	太郎君
丸川	高階恵美子君	一彦君
古川	山本	了君
塚田	青木	誠君
吉田	主濱	俊郎君
高橋	羽生田	俊君
島村	長峯	庸行君
酒井	豊田	克法君
石井	大沼みづほ君	準一君
酒井	太郎君	俊治君
大沼	大君	珠代君
みづほ	大	一郎君
君	君	邦子君
君	君	敏栄君
君	君	博美君
君	君	資齋君
君	君	宏一君
君	君	顕正君
君	君	力君

橋本	古賀友一郎君	中西
柳本	磯崎	西野
武見	赤石	上浩太郎君
聖子君	三之湯	智君
片山さつき君	松村	清美君
新平君	中川	仁彦君
卓治君	岡田	祥史君
昌司君	脇	祐介君
順三君	宮沢	愛知
司政君	洋一君	治郎君
和也君	岡口	中川
みどり君	伊達	雅治君
高野光二郎君	岩井	阿達
求君	岩井	雅史君
丸山	伊達	茂樹君
和也君	忠一君	昌一君
高野光二郎君	慶子君	雅志君
求君	慶子君	廣幸君
灌沢	亮子君	廣幸君
島田	茂君	亮子君
上月	中泉	二之湯武史君
中泉	松司君	堂故
松山	松司君	中泉
森	まさこ君	島田
西田	まさこ君	高野光二郎君
石井みどり君	まさこ君	灌沢
新平君	まさこ君	上月
卓治君	まさこ君	丸山
昌司君	まさこ君	島田
順三君	まさこ君	高野光二郎君
司政君	まさこ君	西田
和也君	まさこ君	石井みどり君
君	まさこ君	森

山本 太一君
小坂 憲次君
森本 真治君
石上 俊雄君
斎藤 嘉隆君
浜野 喜史君
田城 郁君
江崎 通宏君
野田 西村まさみ君
吉川 斎藤久美子君
広田 孝君
風間 沙織君
林 直樹君
尾立 一君
白 真寅君
藤本 司君
佐藤 信秋君
柳澤 光美君
藤田 幸久君
那谷屋 正義君
中曾根弘文君
田中 直紀君
田中 彰君
郡司 政宗君
和田 茂君
薬師寺みちよ君
山口 和之君
有田 芳生君
田中 健治君
中西 健史君
藤巻 健史君
大島九州男君
水野 賢
儀間 光男君
水岡 俊一君
江口 克彦君

木村	義雄君	安井	美沙子君	鴻池	祥鼈君
磯崎	哲史君	小西	洋之君	大野	柘植
		難波	獎二君	元裕君	芳文君
徳永	エリ君	金子	洋一君	滝波	宏文君
		牧山	ひろえ君	金子	洋一君
		ひろえ君		渡辺	義太郎君
				神本	美恵子君
				羽田	雄一郎君
				樺葉	賀津也君
				渡辺	美知太郎君
佐藤	正久君	佐藤	正三君	松沢	成文君
藤末	足立	藤末	足立	行田	邦子君
	信也君		信也君	井上	義行君
				蓮	筋君
				中野	徳君
中山	恭子君	山田	太郎君	津田	弥太郎君
				柴田	巧君

國務大臣

官 報 (号 外)

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十一号

予算議長の報告事項

平成二十七年度特別会計暫定予算

平成二十七年度政府関係機関暫定

八

官報(号外)

日までの期間に係る応急的な措置として編成されたものである。

一般会計暫定予算は、歳出において、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額を計上することとし、期間中に特に措置する必要があるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しないこととしている。また、公共事業関係費については、新規発生災害に係る直轄災害復旧事業費のほか、直轄の維持修繕費等について期間中における所要額を計上することとしている。歳入においては、税収及びその他収入についての暫定予算期間中の収入見込額を計上することとしている。

この結果、平成二十七年度一般会計暫定予算の総額は、歳入二百六十二億八千九百七万五千円、歳出五兆七千五百九十三万五千円であつて、差引き五兆七千三百三十億九十六万円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができるのこととしている。

特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計に準じて編成されている。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十七年度一般会計暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号

平成二十七年度特別会計暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月二十四日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年度政府関係機関暫定予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月三十日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

審査報告書

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年三月二十七日

沖縄県及び北方問題に
関する特別委員長 風間 直樹

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に

関する制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴い、別に費用を要しない。

条の二第一項を加える。

第十二条第一項中「この項」の下に「及び第十八

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年三月二十四日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

第三章中第十八条の次に次の二節を加える。
第一節 駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置

(特定駐留軍用地跡地の指定)

第十一条の二 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であつて、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定するものとする。

沖縄県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聽かなければならぬ。

2 沖縄県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村の長の意見を聽かなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 特定駐留軍用地跡地の指定は、当該指定を受けた土地が特定駐留軍用地でなくなつた時から、その効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小するものとする。

6 内閣総理大臣は、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除するものとする。

7 内閣総理大臣は、一つの特定駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合には、前項の規定にかかるわらず、当該一つの特定駐留軍用地の全部の区域が返還されるまでの間(返還された区域に係る土地が段階的に特定駐留軍用地跡地の指定を受けた場合は、当該指定を受けた全ての特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡される時

ける駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成二十七年度特別会計暫定予算

沖縄県にお

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号

平成二十七年三月三十日 参議院会議録第十号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

投票者氏名

六

又は当該一の特定駐留軍用地の全部の区域が返還される時のいずれか遅いまでの間)は、特

よりされた通知その他の行為とみなす。
第三十三条第一号及び第二号中「第十四条第二項二の下二」(第十八条の三第一項二の下二)において準用する

第三項及び第三項の規定は第五項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除及びその区域の縮小について、第三項の規定は第六項の規定による特定駐留軍用地跡地の指定の解除について、それぞれ準用する。この場合において、

第二項中「前項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。

よりされた通知その他の行為とみなす。

第三十三条第一号及び第二号中「第十四条第二項」の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十七条の二第一項」の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同条」を「第十七条」に改める。

附則第四項中「第十六条第一項」及び「第十八条の下に「(第十八条の三第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、
附 則
公布の日から施行する。

第十八条の三 第十三条から第十八条までの規定は、特定駐留軍用地跡地について準用する。この場合において、第十三条第一項中「当該特定駐留軍用地の返還後の跡地」とあるのは「当該特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地」と、第十八条第二項中「かつ」とあるのは「かつ、特定

駐留軍用地跡地でなくなった土地(い)、「土地」とあるのは「ものに限る。」と読み替えるものとする。

特定駐留軍用地跡地の指定を受けた土地について第十三条第一項の規定により定められた特定事業の見通しは、前項において準用する同条第一項の規定により定められた特定事業の見通しとみなす。

いて第十四条第一項の規定によりされた届出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた届出とみなす。

4 特定駐留用地跡地の指定を受けた土地について第十五条第一項の規定によりされた申出は、第一項において準用する同条第一項の規定によりされた申出とみなす。

5 特定駐留用地跡地の指定を受けた土地について第十六条の規定によりされた通知その他の行為は、第一項において準用する同条の規定により

平成二十七年度一般会計暫定予算
平成二十七年度特別会計暫定予算
平成二十七年度政府関係機関暫定予算

二二二

鴻池	祥肇君
佐藤	正久君
島尻安伊子君	
島村	
高野光二郎君	
伊達	忠一君
世耕	弘成君
塙田	一郎君
高野光二郎君	
武見	求君
中曾根弘文君	
中曾根弘文君	
堂故	茂君
中泉	司司君
中原	八一君
長谷川	岳君
西田	昌司君
中原	八一君
二之湯	智君
野村	哲郎君
橋本	聖子君
藤井	基之君
古川	俊治君
堀内	恒夫君
牧野たかお君	
松村	祥史君
丸川	珠代君
三木	伸吾君
山崎	亨君
溝手	顕正君
森屋	宏君
山田	修路君
吉川ゆうみ君	
若林	健太君
足立	猛之君
有田	信也君
石橋	芳生君
通宏君	

磯崎哲史君
江田五月君
小川敏夫君
大久保勉君
大塚耕平君
加藤敏幸君
金子洋一君
北澤俊美君
小西洋之君
小見山幸治君
櫻井充君
樺葉賀津也君
田中直紀君
田中直徳君
直嶋永
野田正行君
難波真勲君
藤田久美子君
福山哲郎君
前川漣成君
牧山ひろえ君
水岡俊一君
安井美沙子君
柳田稔君
蓮清君
荒木寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
山口那津男君
山本長沢平木
西田実仁君
次郎君博司君
若松謙維君

江崎	小川	勝也君	孝君
大島九州男君	尾立	源幸君	
大野	小林	神本美恵子君	
元裕君	正夫君	彰君	
風間	芝	博一君	
郡司	斎藤	嘉隆君	
田城	田城	郁君	
那谷屋正義君	長浜	博行君	
津田弥太郎君	浜野	喜史君	
西村まさみ君	広田	一君	
羽田雄一郎君	藤末	健三君	
前田	藤本	祐司君	
武志君	柳澤	光美君	
輝彦君	河野	吉川	
真治君	杉	沙織君	
公造君	谷合	久武君	
秀規君	石川	博崇君	
昌良君	新妻	正明君	
克夫君	山本	香苗君	
信一君	矢倉	信一君	
徹君	横山	徹君	
片山虎之助君	東		

官 報 (号外)

平成二十七年三月三十日

參議院會議錄第十号

投票者氏名

賛成者氏名	反対者氏名
阿達 青木 赤石 井原 磯崎 石井 仁彌君	井上 哲士君
雅志君 一彦君 清美君 有村 赤池 石井 治子君	倉林 紙 明子君 智子君
浩郎君 巧君 誠章君	田村 辰巳孝太郎君
邦子君	山下 芳生君
陽輔君 昌宏君 正弘君 準一君	市田 忠義君 吉良よし子君
治郎君	大門実紀史君 仁比聰平君
三原じゅん子君	小池 幸之君
和也君 新平君 昇治君	塚田 敬三君
政司君 政人君 岩谷川	高野光二郎君
聖子君 哲郎君	伊達忠一君
基之君 成志君	茂君
芳正君 恒夫君	堀立
珠代君 祥史君	西田
申吾君 享君	中原
丸川 松村 牧野たかお君	中曾根弘文君
丸川 松村 堀内	松司君
安井 美沙子君	豊田
水岡 俊一君	鶴保
柳田	柘植
柳澤	櫻井
吉川	金子
森本	北澤
柳澤	小見山
吉川	洋之君
増子	洋
前田	大久保
藤本	大久保
廣田	佐藤
浜野	佐藤
羽田雄一郎君	未松
西村まさみ君	島田
那谷屋正義君	佐藤
田城	江田
芝	小川
斎藤	江崎
郡司	大島
博行君	小川
嘉隆君	尾立
彰君	江崎
元裕君	大島
孝君	九州男君
源幸君	勝也君
通宏君	通宏君
芳生君	芳生君
猛之君	猛之君
信也君	信也君
渡辺	渡辺
雄平君	雄平君
柳本	柳本
溝手	柳本
まさこ君	溝手
顯正君	顯正君
卓治君	卓治君
佐々木さやか君	佐々木さやか君
竹谷としじ子君	竹谷としじ子君
洋一君	洋一君
宏君	宏君
力君	力君
修路君	修路君
泰山	泰山
片山さつき君	片山さつき君
大家	大家
敏志君	敏志君
泰正君	泰正君
辰巳イッセイ君	辰巳イッセイ君
吉田	吉田
山本	山本
順三君	順三君
山田	山田
山崎	山崎
山谷えり子君	山谷えり子君
森屋	森屋
岩城	岩城
江島	江島
尾辻	尾辻
秀久君	秀久君
太田	太田
房江君	房江君
岡田	岡田
金子原二郎君	金子原二郎君
岸	岸
宏一君	宏一君
アントニオ猪木君	アントニオ猪木君
真山	真山
典城君	典城君
光男君	光男君
儀間	儀間
寺田	寺田
龍平君	龍平君
巧君	巧君
健史君	健史君
邦彦君	邦彦君
義行君	義行君
茂君	茂君
和之君	和之君
克彦君	克彦君
恭子君	恭子君
福島みづほ君	福島みづほ君
吉田	吉田
健治君	健治君
成文君	成文君
中西	中西
松沢	松沢
中山	中山
山口	山口
田中	田中
和田	和田
浜田	浜田
中野	中野
山田	山田
松田	松田
行田	行田
辰巳孝太郎君	辰巳孝太郎君
アントニオ猪木君	アントニオ猪木君
紙	紙
智子君	智子君
和幸君	和幸君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
邦子君	邦子君
公太君	公太君
和幸君	和幸君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田
水野	水野
渡辺	渡辺
美知太郎君	美知太郎君
了君	了君
太郎君	太郎君
正志君	正志君
了君	了君
太郎君	太郎君
行田	行田
松田	松田
山田	山田
浜田	浜田
中野	中野
和田	和田

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿 有田 芳生

者会見に関する質問主意書

一 政府は、私が平成二十七年三月三日付けで提出した「北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書」(第百八十九回国会質問第三八号)に対する答弁書(内閣參賀一八九第三八号)において、「本年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、八百八十一名である」と答弁しています。この北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者は、平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見(以下「この会見」とする)にある「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々のことだと理解してよろしいですか。

二 この会見において菅官房長官は、「今回の協議において北朝鮮側は、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明の方々を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を実施することを約束をいたしました」と述べています。北朝鮮側は、本年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない八百八十一名について包括的かつ全面的な調査を実施することを約束したのですか。また、それを決めたのは誰ですか。

三 この会見の内容を読む限り、政府が拉致問題を最優先するとは読み取れません。政府が、拉致問題を最優先するという方針を決めたら、それはいつのことですか。また、それを決めたのは誰ですか。

四 拉致被害者を最優先するという発言が政府関係者からしばしばなされます。これが日本国政府の基本方針なら憲法第十四条第一項にある「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、差別的政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に違反しているのではないか、政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

平成二十七年三月二十七日

参議院議長 山崎 正昭殿 内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について

お尋ねの先の答弁書(平成二十七年三月三日内閣參賀一八九第三八号)についてでお答え

した「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者は、お尋ねの菅官房長官の発言における「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」と必ずしも一致するものではないが、北朝鮮は、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を行つてゐると承知している。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの「拉致問題を最優先するという方針」及び「拉致被害者を最優先するという発言」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府

の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。いずれにせよ、政府としては北朝鮮に対し、拉致被害者を始めとする全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を迅速に行い、その結果を速やかに通報するよう強く求めている。

発行所	〒105-0005 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	本号一部 一一八円
(本体)	一一〇円